

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部 南アジア第二課

1. 基本情報

国名：ネパール連邦民主共和国（ネパール）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年7月13日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備

ネパール政府は、「第14次国家3カ年計画」において社会正義を伴った福祉国家になる事で中所得国入りすることをその目的としている。公平な分配を伴った生産的で雇用志向の高い経済成長により貧困を削減し、社会・経済的な変容を達成するために、経済成長率7.20%（2016/17-2018/19年平均）等の具体的指標を定め、その実施方針として、国民貯蓄や外国直接投資の促進、公費や公的債務の開発・経済成長に向けた効果的活用、歳入の増加等マクロ経済方針の他、産業開発による雇用機会の拡大や輸出増強等を明示しており、これらの経済政策と産業振興政策を扱う政府機関の能力向上のために、当事業が位置付けられる。

2) 平和の定着と民主国家への着実な移行

ネパールは内戦から9年後の2015年9月憲法を公布し、2017～18年には地方、州及び連邦議会選挙を実施して、連邦制国家としての歩みを始めた。新たに導入された州政府、再編された地方政府には、憲法で各々の権威と職能等が規定されているが、今後地方公務員制度が整備される等の状況にあり、行政能力の強化や法整備等が急務である。同時に中国とインドという二大国に挟まれた地理的状况下で、ネパールが着実に国家計画の開発目標を達成するためには、両国や周辺諸国等とのバランスの取れた外交を展開する必要がある。以上から、行政運営や司法、また産業政策等を担当する政府官吏の能力向上のために、本事業は位置づけられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

1) 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備

対ネパール国別開発協力方針（2016年9月）では、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」の ODA 基本方針の下、「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」と「貧困削減及び生活の質の向上」が重点分野（中目標）として掲げられ、ネパール政府の最貧国からの脱却と経済成長促進を後押ししており、経済政策と産業振興政策を扱う政府機関の能力向上のために、本事業は位置づけられる。

2) 平和の定着と民主国家への着実な移行

同じく、対ネパール国別開発協力方針（2016年9月）では、「ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」を中目標としており、「移行期にある連邦民主共和制を進めるため、中央及び地方政府のガバナンス能力向上を支援すると共に、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるため、コミュニティの能力強化及び人材育成を行う」こととされており、本目的達成に不可欠な、行政運営や司法、国際関係を勘案した政策等を担当する公務員の能力向上に資するものとして本事業は位置づけられる。

(3) 他の援助機関の対応

ネパールにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、ドイツ等の他、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業があげられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ネパールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 20 名（修士課程）の留学生が、本邦大学院において、ネパールにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第三年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

282 百万円（概算協力額（日本側）：282 百万円）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2021 年 3 月を予定（計 33 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ネパールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ネパール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、総務省、在ネパール日本大使館、JICA ネパール事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

特になし。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類:C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由> 本事業において、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2018 年実績値）	目標値（2022 年）
留学する学生数（人）：修士	0	20
留学生の学位取得率（%） ¹	0	95

¹ 学位取得率については、4 期分の計画（3. (3) 事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5. (2) 外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当該の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、ネパールの指導層となる事が期待される若手行政官の、本邦大学院での学位取得の支援を行うことにより、優先開発課題分野での人材育成を図り、もってネパールの開発課題の解決に資するものであり、SDG ゴール 8「持続的、包括的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 9「強靱なインフラの構築、包括的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール 10「国内と国家間の不平等の削減」、ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) 記載の目標年。ただし定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上